

ふるさと 奈良への便り



三菱商事株式会社
常務執行役員 中東・中央アジア統括
吉川 恵章さん
ドバイ在住 御所市出身

世界を知ることは日本を知ること

今、私は中東のドバイに住み、年の半分は世界中を旅する生活です。中東・中央アジアは政情不安な地域として報道されがちですが、豊富な資源と人口増加を背景に成長著しい新興市場であります。

中学の頃から海外に強い関心を持ち、敵対高校在学中の米国留学を機に東京の大学に進学、総合商社に職を得ました。二度の留学と四度の駐在で約20年の海外生活。若い頃は糸の切れた凧でしたが、家庭を持って自分の価値観の根っ子に故郷があることを認識しました。

資源の無い日本が世界で存在感を示すのは、何と言っても人的資源です。日本の黎明期に外国の文化や人材を積極的に受け入れたのは大和の人々でしたが、いつの間にか閉鎖的な土地柄になってはいないでしょうか。

外国で仕事をする上で最も大切なことは相手を知ること。外国の文化習慣をそのまま受入れる必要はありませんが、相手がなぜそういう行動や発言をするのかを理解しようとする心が重要です。

世界の垣根が取り払われる今、若者の海外離れを心配します。海外を知ることは日本を知ること。世界は広く様々な人達が喜び悩み生きています。外の世界に触れる事で人間の幅が広がり生活感が豊かになります。故郷奈良の若者達も是非海外に触れてほしいです。

「人生は故郷へ帰るための旅」と書いた人がいました。老両親と懐かしい友が待つ故郷へ帰るための旅をもう少し続けます。故郷奈良に栄えあれ!

吉川 恵章

人権コーナー

毎月11日は「人権を確かめあう日」



[今月のポスター]



桜井市立織田小 2年
まつうち
松浦 さやかさん



福原市立真菅北小 6年
さかなか
坂中 琴音さん

身体障害者補助犬を知っていますか?

目や耳、手足に障害のある人の生活をお手伝いする犬を、補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)といいます。

補助犬は、障害のある人のパートナーとして特別な訓練を受けており、社会のマナーを守ることができ、衛生管理もされているので清潔です。

補助犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する商業施設や病院などでの受け入れが義務づけられています。しかし、「飲食店・ホテルで利用拒否された」「他の客の迷惑になるからと団体旅行の参加を拒否された」と困っている人達がいます。

また、7月には、全盲の男性が連れていた盲導犬が、何者かに腰付近を刺されるという悲しい事件が起こりました。

視力が低い人の眼鏡や、耳の聞こえにくい人の補聴器と同じように、補助犬は、障害のある人の生活に欠かせない存在です。そのことを理解し、補助犬を受け入れるとともに、仕事中の補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったり、食べ物を与えるないようにすることも大切です。



テレビ&ラジオ



■県民だより奈良「なら いいね!」
12月13日(土) 21:00~21:30 「県民だより
奈良」テレビ版



■奈良! そこが知りたい
「荒井知事が語る 県政この1年の振り返り」
12月20日(土) 21:00~21:30



■せんとくん通信 「ゆうドキッ!」内の
毎週火曜日 18:30頃~約10分間
「奈良県インターネット放送局」で動画配信中



■県政フラッシュ
毎日22:54~23:00
県政の出来事を毎日ニュースでお届けします。



■県政ほっとライン
FMハイロー(81.4MHz)
毎週月・水・金10:15~、火・木16:45~、土11:45~



■県政HOTインフォメーション
ならどっとFM(78.4MHz)
毎週月・水・金11:15~、18:45~
担当職員が県の事業を
わかりやすく紹介!

問 県広報広聴課 TEL 0742-27-8326

クイズ&プレゼント ○○○に当てはまる漢字を答えてください

Q 県内の企業や店舗が、妊婦や子育て家庭にさまざまなサービスを提供しているのは?

A 「なら子育て○○○」 ヒントは
5ページ

10月号の答えは“古事記”でした。応募総数 646件。

ハガキに答えと、下記アンケートの回答、ほしいプレゼント番号、住所、氏名、年齢、電話番号、「県民だより奈良」の感想(良かったコーナー・取りあげてほしい話題・改善点)などを記入して、〒630-8501(住所記入不要)奈良県広報広聴課へ。ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/30222.htm>)からも12/1以降、応募できます。

正解の中から抽選でトウキ葉を使った
ハーブソルトと菖の花の香りゆたかな



ハーブティーのセットを5名の方にプレゼント!

(16ページで紹介のやまとたかとり薬膳食房提供)

※個人情報は、プレゼント発送以外には
利用いたしません。
締め切りは、12月31日(消印有効)